

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、法令の遵守と透明性の高い企業経営を実現し、企業価値を高めていくことにより、株主や投資家および顧客の皆様をはじめとする社会全体に対して、最大限に貢献していくことを最重要課題と位置付け、その強化に取り組んでおります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

＜改訂前のコードに基づき記載しております＞

[補充原則1-2-4]

議決権の電子行使を可能とする環境作りは、株主と投資家の皆様のご意見・ご要望と各種手続き・費用等を勘案し、検討を進めて参ります。招集通知の英訳につきましては、足もとの外国人投資家比率が些少であり、効率面などの観点から近々に対応する予定はございませんが、外国人投資家比率の推移を踏まえ、引き続き検討して参ります。

[補充原則3-1-2]

直近決算日時点で海外投資家比率が些少のため、効率面などの観点から実施をしておりません。一定比率を超えた段階で実施する予定です。

[補充原則4-1-3]

当社は現在、最高経営責任者等の後継者計画の策定および当該計画に対する取締役会での監督は行っておりませんが、現取締役や執行役員など将来の後継者候補と目される人材に対して、定期的な研修を実施するとともに、月例の経営会議をはじめとする重要会議への出席などの機会を通じ、将来の経営陣幹部の育成に努めております。今後は、後継者計画の策定および取締役会において育成計画を監督する体制について検討して参ります。

[原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)]

「株式会社イクヨ 取締役報酬等に関する体系と基本方針」に基づき、自社株購入権が生じる中期的なインセンティブの導入を検討して参ります。

[補充原則4-2-1]

「株式会社イクヨ 取締役報酬等に関する体系と基本方針」に基づき、定時株主総会後の取締役会において、各取締役の報酬を決定しております。なお、適切な自社株報酬制度の設計は、持続的な成長に資するものとして導入を行うべく準備を進めて参ります。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社では、企業価値の最大化を図るうえで、独立した客観的な視点から経営に対する提言を頂き、監督機能の一層の充実を図るうえで、社外取締役の果たす役割は重要であるとの認識にたち、また、取締役会において活発な意見交換が行われることで、意思決定の透明性、妥当性が担保されることとなるため、高い専門的知見を有する方を積極的に社外取締役として選任したいと考えています。

当社は、独立社外取締役は1/3以上選任することが望ましいと考えております。現時点では1名ですが、早期に2名体制となるよう候補者の選定を継続して進めております。

[補充原則4-8-1]

現在は、独立社外取締役と社外監査役を含めた監査役との意見交換会を定期に開催しておりますが、独立社外取締役活用の観点から、独立取締役が複数になる時点から社外取締役のみを構成員とする会合を定期的に開催できるよう準備を進めます。

[補充原則4-8-2]

独立社外取締役と取締役および監査役会等との連携は重要と捉え、独立社外取締役が複数になる時期を目途に体制整備を図る予定です。

[補充原則4-10-1]

当社では、独立社外取締役が複数名以上選任される時期からを目途に諮問委員会の設置などを検討して参ります。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、性別や国籍等にとらわれることなく、取締役候補者の指名を行う方針です。しかしながら、現時点では国際性という点では確保しておりますが、女性の取締役はおりません。ジェンダーの面での多様性確保という点についても検討を重ねて参ります。また、取締役については、知識・経験・能力を全体としてバランス良く選任し、監査役においても財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

現在は、中期計画の開示ができておりませんが、中期計画を開示する際は、方針、目標、具体的施策を明確に説明できるよう進めて参ります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

＜改訂前のコードに基づき記載しております＞

〔原則1－4. 政策保有株式〕

(1) 政策保有株式に係る保有方針及び縮減方針

当社は政策保有株式について、次の2点を保有に伴う便益と捉え、これらの目的が達成されていると認められる限り、これらの企業の株式を保有し続ける方針です。

1) 取引関係強化

2) 当社の製造改善活動への寄与や新たな付加価値創造への寄与

保有する株式についてこれらの目的に沿った保有となっているか否かについて、担当取締役による年1回の見直しを行います。その際、効果が認められないと判断した株式については、取締役会に諮り、株式市場への影響や事業面での影響などを考慮しながら、売却を行う方針です。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について画一的な対応基準で賛否を判断するのではなく、個別議案を吟味し賛否を判断いたします。特に、赤字または無配が継続する企業の議案や企業価値および株主利益に大きな影響を与える可能性のある議案等（組織・事業再編に関する議案や買収防衛に関する議案など）については、慎重に賛否を判断いたします。

〔原則1－7. 関連当事者間の取引〕

当社では、取締役や主要株主との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、当該取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、会社法および当社の取締役会規定に従い、事前の承認および事後の報告を課すとともに、その他第三者との取引条件との比較など市場原理に基づき、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がされております。

〔原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

企業年金は導入しておりません。

〔原則3－1. 情報開示の充実〕

(1) 足元の事業環境の変化が激しく、合理的な中期計画の開示ができておりません。当面は単年度計画の開示を行う予定といたしますが、早期に中期計画の開示ができるよう準備を進めて参ります。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書に記載しています。

(3) 取締役の報酬は、その総額を株主総会において定め、各取締役の報酬は取締役会において決定することとしております。

(4) 取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任は、個々の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案し、役員規定などの関連規定に基づき取締役会にて決定しております。なお、取締役候補の指名にあたっては、取締役会の多様性確保の観点から、事前に独立社外取締役に意見を聞いております。また、監査役候補の指名にあたっては事前に監査役会の同意を得ております。

(5) 個々の選解任・指名の理由については、株主総会招集通知に記載し開示するなど、必要に応じて適宜開示いたします。

〔補充原則4－1－1〕

当社は、取締役会規定において取締役会において決定すべきとする事項を定めております。それ以外の事項は職務分掌などにより決定され、取締役に委任されております。

〔原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は独立取締役の選任にあたり、企業価値の最大化を図るうえで、独立した客観的な視点から経営に対する提言を頂き、監督機能の一層の充実に資するため、当社からの独立性確保を重視しております。

独立性の判断につきましては、東京証券取引所におけるガイドラインに則り、また、取締役会における建設的な検討への貢献が期待される人物であるかにつきましては、会社経営等における経験と専門的知見を重視しております。

〔補充原則4－11－1〕

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）、監査役3名（うち、社外監査役2名）の合計8名で構成されております。

当社は、役員規定において取締役には人格および見識ともに優れていること、取締役の職務について法的および経営的に正しく理解する力があること、全社的な観点から物事を判断できること、問題解決能力があることなどを求めていること、また、社外取締役には監督機能および役割を果たすことのできる、幅広い知識と豊富な知見、会社経営等における経験を有していることを求めるものとしております。

取締役候補者選任プロセスにおいては、取締役会全体として経験、知識、知見、能力のバランス、多様性が確保できるよう人選をしております。

〔補充原則4－11－2〕

毎期の事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼任状況を開示しております。

〔補充原則4－11－3〕

取締役会を代表して取締役社長が社外役員に取締役会の運営内容や有効性等の意見を聞き、取締役会において十分な情報提供が行われているか、十分な審議がなされたかを確認しております。それらの結果を取締役会で審議し、取締役会全体の実効性について評価しております。その概要を当社ホームページにおいて開示しております。

〔補充原則4－14－2〕

取締役・監査役に対するトレーニングについては、会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を定期的の実施しております。引き続き社内外を問わず積極的に参加の機会を確保して参ります。

〔原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主からの対話（面談）の申し込みに対しては、対応窓口を設定し、関係部門と連携し、合理的な範囲内で前向きに対応しております。

株主の皆様から寄せられたご意見・ご懸念などにつきましては、対応窓口から取締役会に対して速やかにフィードバックを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

日東株式会社 代表取締役 黄 聖博	501,600	32.60
酒井 宏修	207,500	13.48
ヤイズボデー工業株式会社 代表取締役 水野 公人	57,000	3.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	50,682	3.29
水野 弘	48,500	3.15
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	41,618	2.70
株式会社エム・アイ・ピー 代表取締役 川崎 亨	36,000	2.33
クリナップ株式会社 代表取締役 竹内 宏	32,400	2.10
株式会社紀文食品 代表取締役 保戸 将人	30,600	1.98
株式会社三井住友銀行 代表取締役 高島 誠	25,875	1.68

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 公利	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 公利	○	独立役員に指定しております	企業での法務、コンプライアンス部門を歴任し、社外取締役の役員経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の業務執行に対する監督、助言等、継続して頂くことが最適であると判断し、選任いたしました。 また、当社との利害関係がなく、高い独立性を持つ為、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

- (1) 四半期毎の会計監査結果について、説明を受領するとともに、会計監査実施時に適宜、情報を交換しています。
- (2) 中間期及び期末の棚卸し時に、共同で立会いを行っています。
- (3) 会計監査人より年度監査計画の説明を受領し、意見交換を行っています。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

- (1) 年度監査方針、監査計画、監査日程に関し、相互に情報を提供し合い、監査を有効且つ効率的に行うように努めています。
- (2) 往査実施の都度、双方の監査結果報告をもとに監査情報を交流して、監査の充実を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小峰 雄一	公認会計士													○
伊東 稔喜	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小峰 雄一	○	独立役員に指定しております	会社財務・法務分野を中心として幅広い経験と見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任いたしました。 また、当社との利害関係がなく、高い独立性を持つ為、独立役員に指定しております。
伊東 稔喜	○	独立役員に指定しております	長年、経営者として会社経営に携わっている豊富な経験と企業統治の監視に係る識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任いたしました。 また、当社との利害関係がなく、高い独立性を持つ為、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

短期の業績連動賞与は導入しておりますが、自社株購入権が生じる中期的なインセンティブの導入は、今後検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて、取締役報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会の決議により、取締役全員の報酬等の最高限度額を決定しております。
各取締役の報酬等は、「株式会社イコ取締役報酬等に関する体系と基本方針」に基づき、独立社外取締役との事前協議を経て、「取締役報酬規定」の基準内で最終決定することとしております。
なお、適切な自社株報酬制度の設計は、持続的な成長に資するものとして導入を行うべく準備を進めて参ります。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

管理統括部が社外取締役及び社外監査役のサポートをしております。
社外取締役及び社外監査役への情報伝達は、電話、メール、書類郵送等を適宜選択しております。
また、今後の情報伝達手段の1つとしてWEB会議システムを活用しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

原則毎月1回開催される取締役会にて、法令および定款に定められた事項および経営上の重要事項を審議・決定しており、また、取締役会における経営上の意思決定内容等を、原則毎月2回開催する経営会議において、指示・伝達するとともに、その業務執行の進捗状況を確認しております。
経営陣からは独立した立場にあり、豊富な法務、コンプライアンス等の経験と幅広い見識を有している社外取締役と、企業経営に関する高い見識と監督能力の有する社外監査役と、財務・会計に知見を有する社外監査役を選任し、業務執行に対する監督機能を十分に果たせる仕組みを構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する管理監督機能をもつ取締役会に対し、客観的・中立的立場にある独立社外取締役1名と独立社外監査役2名(監査役全3名)が監視機能を発揮することで、取締役会のもつ業務執行への管理監督機能を補完しております。これにより、コーポレート・ガバナンスにおいて、経営監視機能が独立して十分に機能する体制が整っていると考え、当社は、独立社外取締役を1名選任しております。
然しながら、昨今のガバナンスに対する状況を鑑み、早期に独立社外取締役を2名体制にし、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する

観点から経営全般に助言をいただくことで、ガバナンスの更なる強化をはかってまいります。
また、当社の経営環境や内部の状況について深い見識を有する4名の取締役が相互に監督牽制しており、経営環境の変化に対する機動性を高めるため、取締役の任期を1年としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主様からの質問につきましては、具体的に分かり易く説明するよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を毎年6月に開催することを基本としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員の立場の尊重の為、行動規範、コンプライアンス・マニュアル、就業規則、労働協約、給与規定等社内規定を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	イコヨ環境方針を社内外に公開し活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR 決算説明会は年1回実施することとしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

当社は、法令の遵守と透明性の高い企業経営を実現し、企業価値を高めていくことにより、株主や投資家および顧客の皆様をはじめとする社会全体に対して、最大限に貢献していくことを最大の目的とし、その根幹となるコーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識したうえで、その向上に努めるべく内部統制の構築に取り組んでおります。

〔内部統制システムの整備状況〕

監査役による業務監査、会計監査人による会計監査をそれぞれ行うとともに、常勤監査役を中心に会社の内部統制状況を監視し、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っております。また、内部統制担当部門として内部監査室を設置し、内部監査を実施することにより、会社におけるリスク発生を未然に防止する体制を構築しております。

コンプライアンスおよびリスク管理体制につきましては、経営リスクマネジメント規定に基づき、社長を委員長とする経営リスクマネジメント委員会を組織・運営しております。

コンプライアンスにおきましては、企業倫理や法令遵守意識を社内に浸透させ、未然に違法行為を防ぐ体制を構築しております。また、公益通報者保護規定を制定し、労働者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不法行為などの早期発見と是正を図っております。

リスク管理におきましては、リスク管理体制の整備、リスクの顕在化の防止、対応を行う体制を構築しております。

また、情報管理体制につきましては、当社が定める機密管理規定、情報システム管理規定、個人情報取扱規定、特定個人情報取扱規定に基づき、取り扱う情報の適正管理の方法を定めるとともに、重要な秘密情報の保持に関する各種義務等を明示することにより、当社における情報管理が適正かつ厳格に行われ、顧客、取引先より預かり保管し、あるいは当社自身が有する各種機密情報等を保護する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス経営の徹底および企業防衛の観点から、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応致します。また、総務・人事部門が中心となり、平素より顧問弁護士・警察等関係行政機関と連携し、反社会的勢力排除に向け適切な措置と啓蒙活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

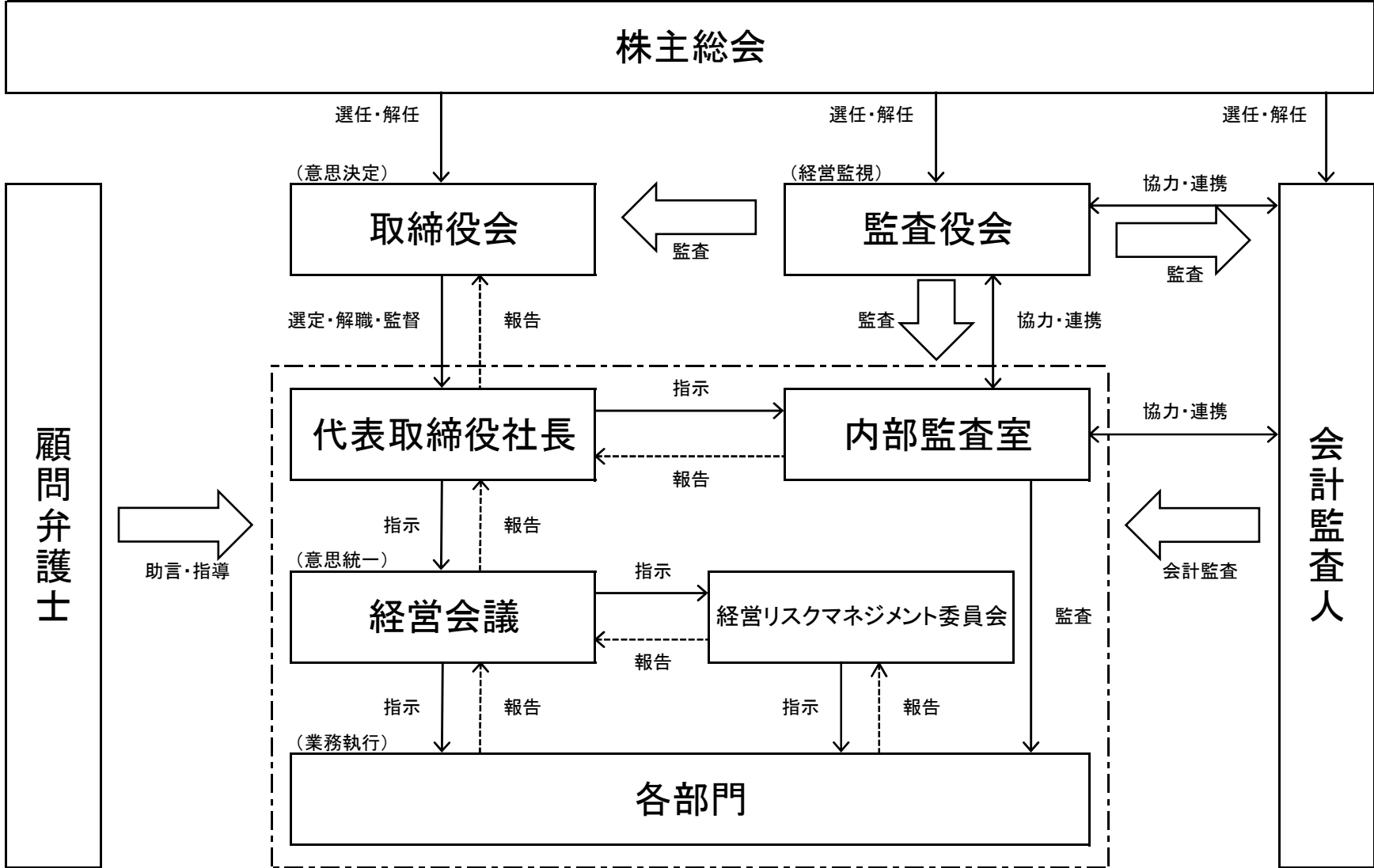
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○コーポレート・ガバナンス体制



○適時開示体制

